

平成27年度 財政援助団体等監査(2) 監査結果措置状況

神戸航空貨物ターミナル株式会社

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 指摘事項</p> <p>契約に関する事務</p> <p>ア 使用許可手続を適正に行うべきもの 会社は、本市より航空貨物ターミナル内の事務所棟及び航空貨物上屋の一部について使用許可を受けて、これを民間事業者等に使用させているが、使用許可を受けていない部分についても使用させている事例があった。 会社及び本市は、使用許可手続を適正に行うべきである。</p> <p>(事例1) 使用許可を受ける前に民間事業者で使用させていた事例 会社は、事務所棟及び航空貨物上屋を一括して使用許可を得るのではなく、民間事業者等の使用状況に応じて年4回使用許可区域の見直しを行うこととしているため、一部で使用許可を受ける前に民間事業者と契約を締結し使用させていた。</p> <p>(事例2) 事務所棟内の貸会議室の一部について使用許可を受けていなかった事例 会社は事務所棟内に貸会議室を4室設置しているが、その内3室について本市からの使用許可を受けていなかった。</p>	<p>事例1について、市が団体より航空貨物上屋を購入後、使用面積について四半期ごとに見直しを行っていたため、一部では使用許可にずれが生じていた。 また事例2については、港湾施設条例に「貸会議室」の規定がないため、使用料の観点から、最も使用頻度の高い研修・会議室1のみに対し使用許可申請を行っていたため、貸会議室の一部については使用許可を受けていない事例があった。 平成28年度より、事例2の貸会議室(残り3室)を含む、航空貨物ターミナル施設に対し一括して使用許可を行い是正する。併せて、使用料徴収に関しては、使用実態を考慮した上で団体と調整する。</p>	<p>措置方針</p>
<p>イ 共用部分等の管理について明確にするべきもの 会社は航空貨物ターミナル内の使用許可を受けていない部分について、清掃、警備システム加入、設備管理、通用口への監視カメラ設置等を行っているが、本市との間で施設の維持管理等に関する契約書等がない。 本市は、使用許可を行っていない部</p>	<p>共用部分を含めた航空貨物ターミナル内施設の維持管理について、予算措置を講じた上で団体との間に管理委託契約を締結する。</p>	<p>措置方針</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>分について施設の維持管理等を会社に行わせる場合、本市と会社の管理責任や費用の分担等を明らかにするためにも契約書の締結等を行うべきである。</p>		